

6 福薬業発第 2 3 2 号
令和 6 年 9 月 3 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和 6 年台風 1 0 号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供について
(ご参考)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金より別添のとおり補足資料が届きましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

別添 1

日 薬 業 発 第 197 号

令 和 6 年 9 月 2 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

令和 6 年台風 10 号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供について

(ご参考)

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年台風 10 号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供につきまして
は、令和 6 年 8 月 30 日付け日薬業発第 193 号等にてお知らせしたところですが、
今般、国民健康保険中央会より、本会宛てに別添のとおり連絡がありましたので、
ご参考までにお送りさせていただきます。

本件は、当該通知と同様の内容とはなりますが、よろしくお取り計らいのほど
お願い申し上げます。

(別添)

令和 6 年台風 10 号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供について

(令和 6 年 8 月 29 日付け事務連絡、国民健康保険中央会)

事 務 連 絡

令和6年8月29日

日本薬剤師会 御中

国民健康保険中央会

令和6年台風10号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

令和6年台風10号により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和6年台風第10号に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課連名事務連絡）により、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の4情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者等の罹患情報等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等な方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

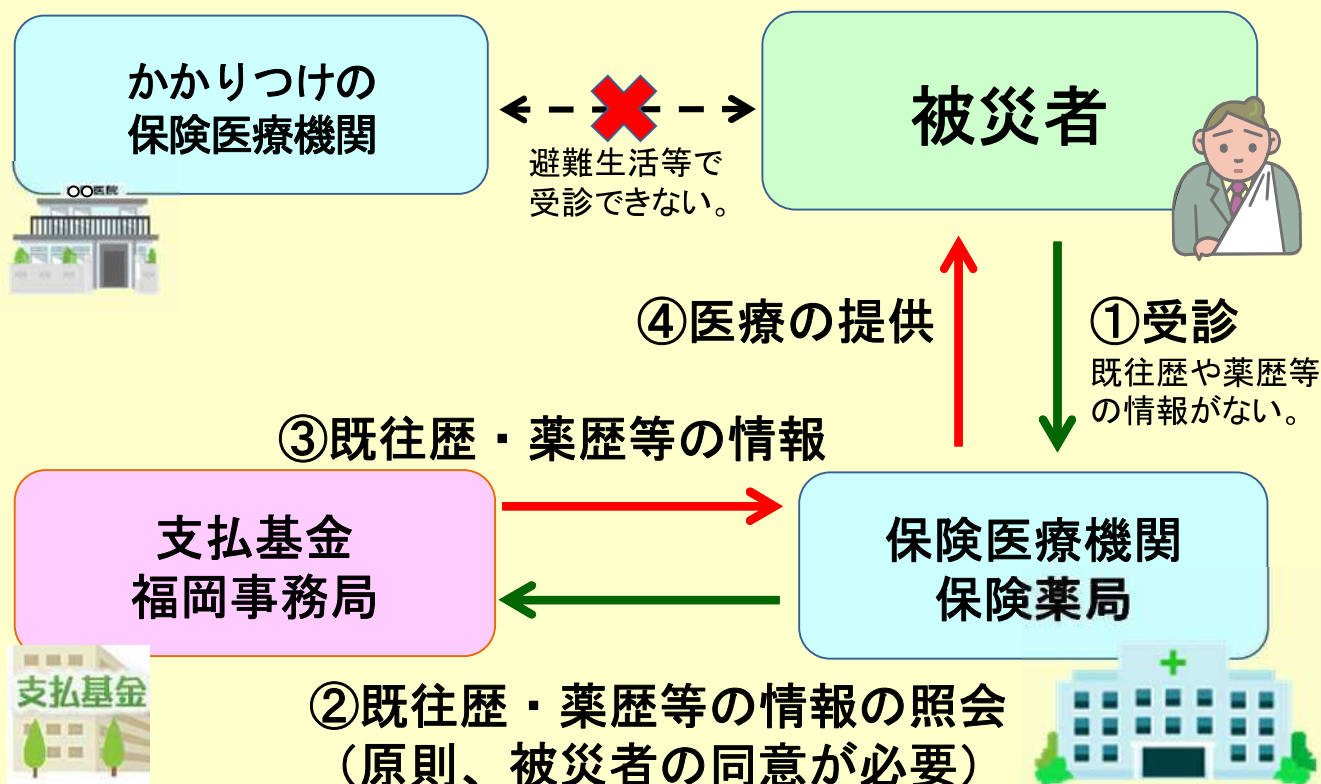
診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

4. 医療機関等からの照会窓口等

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の国民健康保険団体連合会

福岡県内の保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

- 令和6年台風第10号に伴う災害により被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（被災者）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関等で診療が受けられない状況が生じています。
- 被災者がかかりつけでない保険医療機関等を受診した時に既往歴や薬歴の確認等が必要な場合、レセプト情報を保有する支払基金が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。
- レセプトの情報の提供について被災者から同意を得た保険医療機関等から要請を受けた場合、支払基金からレセプト情報を提供することといたします。
- 個人情報の取扱いを十分に留意した上で対応します。



【照会先】

○社会保険診療報酬支払基金 福岡審査委員会事務局

092-473-6611

○照会対応時間 9:00 ~ 17:30

(土日祝日を除く)